

中国における均等の解釈
～農業機械特許の技術的範囲解釈事例～
中国特許判例紹介(107)

2021年3月10日

執筆者 所長弁理士 河野 英仁

甘肅洮河トラクター製造有限公司
原告

寧夏帥之媛農機具製造有限公司
被告

1. 概要

中国において文言上の侵害が成立しない場合、続いて均等論上の侵害の有無が判断される。均等か否かは、被疑侵害製品が記載された技術的特徴と基本的に同一の手段、機能、効果を有し、且つ当業者が創造的な労働を経なくても連想できる特徴を有するか否かにより判断される（法積[2001]21号第17条）。

本事件では請求項に記載した穿孔ピンと被疑侵害製品の止めねじとが均等か否かが争点となった。中級人民法院は被疑侵害製品の構成は均等とは言えず、特許発明の技術的範囲に属しないと判断した¹。

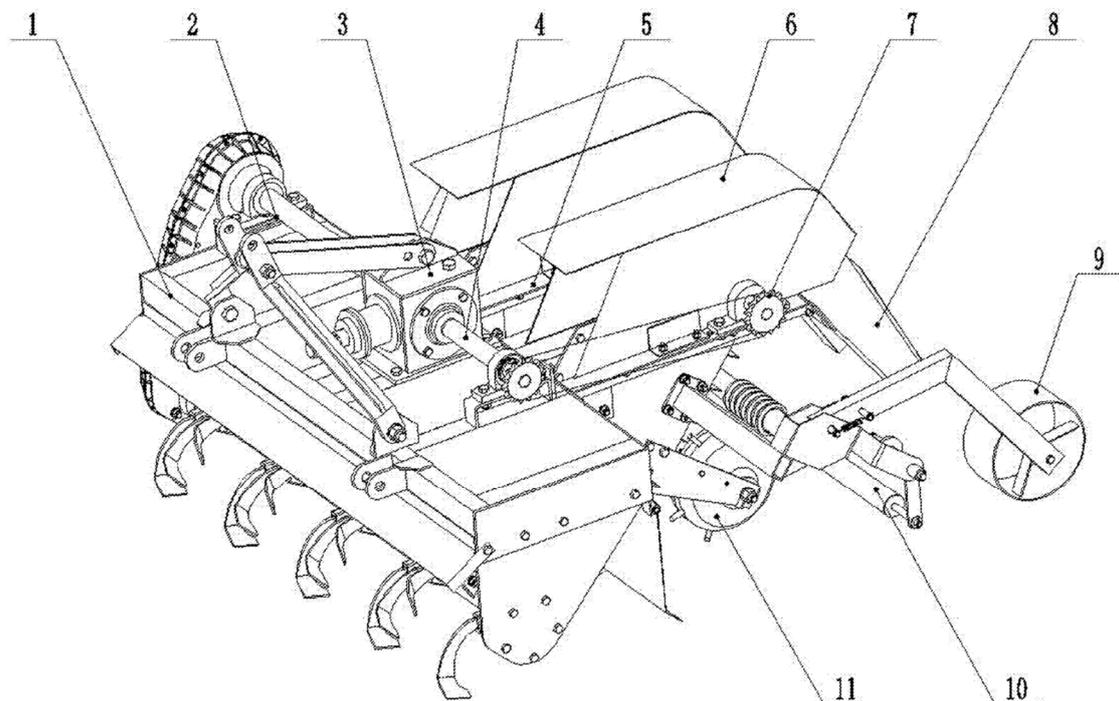
2. 背景

(1)特許の内容

甘肅洮河トラクター製造有限公司(原告)は「不耕起双畝間全フィルム覆土複合作業機」と称する発明特許 ZL201310245906.5（以下、906特許という）を所有している。906特許は2013年6月20日に知識産権局に出願され、2017年2月8日に登録された。

906特許の代表図及び争点となった請求項1は以下のとおりである。

¹ 寧夏回族自治区銀川市中級人民法院 2019年8月26日判決（2018）寧01民初162号



請求項 1

不耕起双畝間全フィルム覆土複合作業機において、

フレーム、回転式耕運機、土壌輸送機構、整形抑制限深機構、土壌分配機構及び土壌ベルト抑制機構を含み、

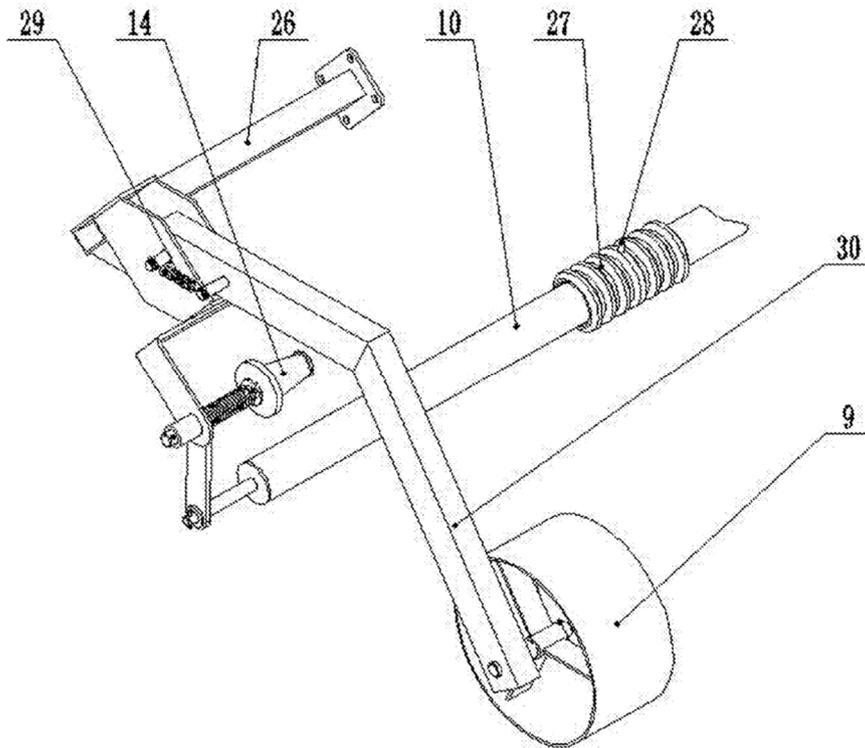
前記フレーム (5) 前下方に回転式耕運機 (1) が設けられ、フレーム (5) 中部に土壌輸送機構が設けられ、中下方に整形抑制限深機構が設けられ、後上方に土壌分配機構が設けられ、

前記土壌ベルト抑制機構は、土壌ベルト抑制ホイール (9)、プロファイルアーム (30) 及びプロファイルアーム用テンションスプリング (29) を含み、

前記プロファイルアーム (30) の一端は土壌ベルト抑制ホイール (9) に接続されており、プロファイルアーム (30) の他端は、サイド接続フレーム (26) に接続されており、プロファイルアーム (30) とサイド接続フレーム (26) との間には、プロファイルアーム用テンションスプリング (29) が設けられており、

ストレッチフィルム穿孔機構をさらに含み、

ストレッチフィルム穿孔機構は、ストレッチフィルムローラ (10) 及びスパイラルラバースリーブ (27) を含み、スパイラルラバースリーブ (27) の中部に穿孔ピン (28) が設けられ；前記ストレッチフィルムローラ (10) はフィルムハンガー (14) 後方に設けられている。



(2)訴訟の経緯

原告は、寧夏帥之媛農機具製造有限公司（被告）が製造販売する被疑侵害製品が請求項 1 に係る発明の技術的範囲に属するとして寧夏回族自治区銀川市中級人民法院に提訴した。

3.中級人民法院での争点

争点:被疑侵害製品の構成が均等といえるか否か

4.中級人民法院の判断

判断: 基本的に同一の手段、機能、効果を奏しないため均等侵害に該当しない

本事件では被疑侵害製品が請求項 1 の構成要件

「ストレッチフィルム穿孔機構は、ストレッチフィルムローラ (10) 及びスパイラルラバースリーブ (27) を含み、スパイラルラバースリーブ (27) の中部に穿孔ピン (28) が設けられ」の「穿孔ピン」を充足するか否かが争点となった。人民法院の判断は以下のとおりである。

専利法第 59 条は以下のとおり規定している。

第 59 条

発明又は实用新型特許権の技術的範囲は、その請求項の内容を基準とし、明細書及び図面は請求項の内容の解釈に用いることができる。

従って、被疑侵害製品の技術方案が、特許権の保護範囲に属するか否かを判定するには、権利者が主張する請求項に記載の全ての技術特徴を審理しなければならない。被疑侵害製品の技術方案が、請求項に記載の全部の技術特徴と同一または均等の技術特徴を包含する場合、特許権の保護範囲に属すると認定しなければならない。

被疑侵害製品もまたフィルム覆土機であり、原告及び被告の開廷時の陳述、証拠取り調べ、被疑侵害製品の実物対比から、被疑侵害製品は上述の技術特徴中の“穿孔ピン”を欠く。

被疑侵害製品のストレッチフィルムローラ上には2つのラバーズリーブが設けられており、各ラバーズリーブは、2つのネジによりストレッチフィルムローラ上の特定の位置に固定されている。

ネジの針の先端は、ラバーズリーブ及びストレッチフィルムローラ内に埋め込まれ、針のヘッドとラバーズリーブの表面はほぼ一致している。ラバーズリーブ及びストレッチフィルムローラ内に埋め込まれたネジは、ラバーズリーブに対して固定を行うのに用いられるネジであって、必ずしも溝の膜面を穿孔するのに用いる穿孔ピンではない。

全体的にラバーズリーブ表面には、膜表面に穴を開けるために使用できる明らかな突出ピンが設けられていない。特許明細書の背景技術の記載から明らかなように、穿孔ピンは、主に雨水がフィルム表面に浸透できないという技術的な問題のために設置されており、その主な機能は、手動での穿孔やフィルムの損傷を防ぐために、フィルムを敷設するときフィルム表面を開くことにあり、ここでは対象特許の主要発明点の一つである。

被疑侵害製品は該技術特徴を欠き、スパイラルラバーズリーブの中部には、穿孔ピンが設けられておらず、また該技術特徴と基本的に同一の手段により、同一の機能を実現し、同一の効果を達成する均等の特徴を有さない。従って、均等侵害も成立しない。

5. 結論

中級人民法院は、被疑侵害製品は文言上も均等論上も技術的範囲に属さないとの判決をなした。

6. コメント

均等論に関しては司法解釈に以下のとおり規定されている。

法釈[2001]21号第17条第2項

均等な特徴とは、記載された技術的特徴と基本的に相同する手段により、基本的に相同する機能を実現し、基本的に相同する効果をもたらし、且つ当該領域の普通の技術者が創造的な労働を経なくても連想できる特徴を指す。

このように中国における均等は手段・機能・効果の同一性に関する3要件と、想到容易性要件との4つを要件としている。日本の本質的要件に相当する要件は存在しない。

本事件では止めねじが穿孔ピンと同一の機能等を発揮しないことから非侵害と判断された。この穿孔ピンは本特許発明の本質的部分でもあるといえ、日本の均等の判断基準に照らしても非侵害と判断されるであろう。

本事件は2019年の50典型知的財産事件の一つとして選定されたものであり、重要な意義を有する。

判決日 2019年8月26日

以上